

国立音楽大学 公的研究費の取扱いに関する行動規範

国立音楽大学 学長

平成27年3月11日制定

国立音楽大学（以下「本学」という。）は、学術研究の信頼性及び公平性を確保し、研究活動を行う機関としての社会的な使命と責任を果たすため、本学における研究活動及び公的研究費の使用・運営・管理に関わる全ての研究者並びに事務職員等（以下「研究者等」という。）を対象に、公的研究費（※1）を使用する上での指針として、以下のとおり国立音楽大学公的研究費の取扱いに関する行動規範（以下「行動規範」という。）を定める。

本学の研究者等は、行動規範に定める事項を遵守し、学術研究の適切な運営及び管理に努めるとともに、これを誠実に実行しなければならない。

1. 研究者等は、公的研究費の原資が国民の税金で賄われていることを十分に認識し、これを公正かつ厳正に使用しなければならない。
2. 研究者等は、個人の発意により提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則を十分に認識して行動するものとする。
3. 研究者等は、公的研究費の使用に際して、関係法令・通知及び本学が定める規程等の使用ルールを遵守しなければならない。
4. 研究者等は、公的研究費の計画的かつ効率的な使用に努めるとともに、遅滞なく、かつ適正に処理・執行しなければならない。
5. 研究者等は、相互に連携し、公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
6. 研究者等は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。
7. 研究者等は、公的研究費の使用にあたり、取引業者との関係において、社会の疑念や不信を招くことがないよう公正に行動しなければならない。

※1 本行動規範における公的研究費とは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定）」で示されている国や独立行政法人（他府省を含む）から交付される研究費、また、それに付随する間接経費の他、私立大学における私学助成金などのうち、研究活動に使用した資金（学内研究費）も全て含む。